



SYDNEY JAPANESE
INTERNATIONAL
SCHOOL

シドニー日本人国際学校

しつけに関する方針

しつけに関する方針

1. 前書き

シドニー日本人国際学校は、しつけ・礼儀作法は学校教育とは切り離して存在するものでなくは、学校教育の大切な一部として欠くことのできないものとする。良いしつけ・礼儀作法は、学校組織全体(児童生徒・保護者・教職員)で取り組む結果として身に付くものであるため、学校組織のメンバー一人一人がこの方針を理解する必要がある。

この文書は、適切な行動の規定であり、学校組織が児童生徒指導に対して一貫して、また、最も効果的に適用できるように掲げている。この方針は、学級経営およびしつけ・礼儀作法に関する事柄、つまり、自尊心・自制心・児童生徒の心身の発達などをねらいとするためのものである。

2. ふるまいについての規定

児童生徒は、この規定の価値観・倫理観の下に振舞わなければならない。児童生徒が学校にいる間、この大切にしている7つのことが適用される。そして、さらに、下校後の生活にも適用されるのが理想的である。

シドニー日本人国際学校：大切にしている7つのこと

私たちは、学校が信じる価値観を通して、児童生徒、教職員、保護者がこの学校の一員であることに誇りに思える学校でありたいと思っている。これらの価値観により、国境を越えたひとつの文化を築くことができる。そしてこの価値観が、私たちの決断や日々の行動を導き、学校の文化の基礎を築いていく。

Courtesy	礼儀正しさ	礼儀正しく接すること
Honesty	誠実さ	誰にでも常に誠実に接すること
Responsibility	責任感	自分の役目、行動や持ち物に責任を持つこと 時間厳守を 心がけ、本校児童・児童生徒であることに 誇りを持つこと
Justice	正義感	皆にとってもっとも公平で正当であることを求めること
Generosity	寛大さ	日々、他人を思いやり、寛大な心と言葉と行動を持つこと
Perseverance	忍耐力	困難な状況を受け入れ、時には我慢することを覚え、努力を続けること
Respect	敬意	他の人、自分そして環境に対して、敬意を示すこと

3. この方針のめざすもの

すべての教育活動において、以下のことを奨励・実施する：

- ① どの子どもにとっても可能な限り最善の教育現場であること。
- ② 集団生活に合った行動と、有効な人間関係を育成すること。
- ③ 自己修養および社会的責任を迫及すること。
- ④ 自己認識と他への心配りを育成すること。
- ⑤ 「SJIS の理想とする子ども」の基本であることを理解すること。
- ⑥ 法と秩序を守る必要性を認識すること。

4. 共同責任：

この方針は学校組織のメンバー全員で責任を共有する。この組織の一人一人は、各自の福利と、この学校全体の繁栄について共同責任をもつ。

学校は：

- ① 思いやりのある組織として、日頃から取り組む。
- ② 個人の価値を養いながら、信頼と尊敬の相互関係で築かれた環境づくりをする。
- ③ 児童生徒一人ひとりを励まし、成功に導く。
- ④ 児童生徒・保護者・教職員の協力のもと、一人ひとりをサポートし、必要があればカウンセリングもする。
- ⑤ 児童生徒・保護者・教職員と共に、常識的なルールと行動規範を明確にする共同責任がある。

学校における好ましいしつけと効果的な学習のすすめ方について

ここでは学校が効果的な教育をすすめていく内容を示す：

- 児童生徒一人ひとりに必要に見合う適切なカリキュラムがある。
- 優秀な学業成績を修めるために児童生徒を支援する。
- 公平で解かりやすく、一貫して適用できるきまりがある。
- 児童生徒がふさわしい行動をとるように保護者を支援する。
- 研修のための適切なプログラムに参加する。
- カウンセリングや治療などの適切なサポートプログラムを設ける。
- 児童生徒のために、ピアメディエーションやピアサポートなどの、自己修養法・自己評価法・コミュニケーションスキル・トラブルの解消法を身につけるプログラムを用意する。
- 建設的な行動や児童生徒の成功を将来につなげるように、認め、励ます。

社会的に責任のある行動を教え、促進するためには、保護者、教職員、児童生徒の間にパートナーシップがなければならない。

児童生徒は：

- ① 学校が設定する「大切にしている7つのこと」を理解する。
- ② 自分にとる行動と、そのもたらす結果に責任を持つ。
- ③ 公平な集団生活の問題について、保護者や先生と定期的に話し合う。
- ④ いかなる児童生徒も他の児童生徒の学ぶ権利を侵すことはできないことを認識する。
- ⑤ 学校が設定した「大切にしている7つのこと」に基づいた効果的な解決法を、個人的または社会的人間関係にも、応用できることを理解する。

教師は：

- ① 効果的な学習ができるような教室環境を作る責任がある。
- ② 各個人の学ぶ権利を守る責任がある。
- ③ 信頼と容認に基づいた、人間関係を築く責任がある。
- ④ 児童生徒間の温かい人間関係や共同生活に役立つ学級を作る責任がある。
- ⑤ ディスカッションや授業や模範となる行動を通して、また、自分が実際の手本となるなどして、学校の「大切にしている7つのこと」を奨励する共同責任がある。
- ⑥ 効果的な学校経営案を作成し、それをめざす責任がある。
- ⑦ 児童生徒に適切な行動をさせ、不正行為に論理的な解決をすることにより、すべての児童生徒の総合的な規律に対する責任がある。

保護者は：

- ① 学校の方針を知る必要がある。
- ② 自宅で良い手本を示し、適切な行動を奨励し、子供の目線で学校を守ることにより、シドニー日本人国際学校の確立された行動規範をサポートする必要がある。
- ③ 子どもに影響する環境の変更を学校に知らせる。（つまり、居住地の変更、友人や家族の死亡または重病、両親の別居または離婚、兄弟の誕生、一時的な親の不在、投棄、または子供に深い懸念を引き起こす可能性のある、その他の大きな事柄）
- ④ 礼儀正しく協力的な行動を奨励し、学校の方針を支援する責任を学校とその教職員と共有する。
- ⑤ 子どもが示した不適切な行動を是正するために、学校が行った指導や指示に協力する。

5. 校則：

次に述べてある校則は、児童生徒、保護者、ヘッドが判断する際の根拠となる。しかし、ここに記載されていない校則もある。児童生徒、保護者、教職員は正しい行動が何かを理解し判断できる良識があると考え、すべてをここに載せてはいない。

校内生活のきまり

全日

- ・ 児童生徒は、学校の敷地内にいること
- ・ 児童生徒は、教員の監督がない時は、どの教室にもいてはいけない。教員がいない時は、教室に残らない
- ・ 安全を守る。先生の目の届くところにいる
- ・ 廊下は、左側を静かに歩く
- ・ 教室内や廊下で走らない
- ・ 学校内でのチューインガム、飴、板チョコレートとナッツは禁止

始業前

- ・ 登校したら1階にかばんを置き、オーバルまたは中庭で時間を過ごす(小学部)
- ・ 8時30分のチャイムが鳴ったら教室の前で静かに先生を待つ
- ・ 児童生徒が遅刻した場合(午前8:50時以降)、保護者が子供をレセプションに連れて行き、子供はレセプションから遅刻届を受け取り、教室で担任に提出する。ただし、スクールバスが遅れた場合はその必要はない。

授業

- ・ 始まりのチャイムで席に着き、授業の準備をして待つ

ランチ

- ・ 食事の時間 : 1) 10:25 - 10:30 モーニングリセス
2) 12:30 - 12:50 昼食
- ・ おやつやランチを友達同士で交換しない
- ・ 食事が終わっても、12時50分までは教室を出ない
- ・ 食べながら歩いてはいけない
- ・ 食べる前に手を洗う
- ・ 残した昼食は持って帰る

休み時間（リセス）

- ・ デューティの先生が来るまで階段のところで待つ
- ・ 野外では帽子をかぶって遊ぶ
- ・ プレイグラウンドのわりあてを守る(小学部)
- ・ 一輪車はヘルメット(個人の)を着用し、決められた場所でのみ使用する
- ・ 雨の日は、教室で静かに過ごす
- ・ 教室や中庭、1階の廊下で、ボールを使って遊ばない
- ・ 遊ぶ場所は、へび山の下までとするまた、校舎の裏で遊んではいけない

職員室・事務室

- ・ 用事のあるときだけ入る
- ・ 出入りするときは、あいさつをする
- ・ コピーを頼むときは、1階オフィスに行く

バス

- ・ 3時20分までに、体育館にバスラインごとに静かに整列する
- ・ お迎えの児童は、メインゲート（受付横）付近で、迎えを待つ

服装・持ち物

- ・ 衣替えは、1学期の始まりと3学期の始まり
- ・ すべての持ち物に名前を書く
- ・ 登下校、授業中は制服を着る（遠足の日とキンディ・1年生の生徒は例外がある）
- ・ 登下校の時は黒の革靴、校内では運動靴（中学部はその限りではない）をはく。
- ・ 冬季の防寒には、学校指定の上着を着用する。また、体育時にも、学校指定のものを着用する。
- ・ 式の時は、制服を着て、黒の革靴をはく
- ・ 体育が午前中にあるときは、朝、着替えても良い。午後、体育やクラブがあるときは昼休みに着替えてもよい。（日学のみ）
- ・ 首と耳を保護するフラップ付きの帽子は、体育の授業、遠足、休み時間に着用すること（小学部）
- ・ 寒い時期には、登下校のみスクールカラー（ネイビー）のマフラーと手袋を着用してよい。

頭髪

- ・ 頭髪の染色・派手なヘアスタイルはしない
- ・ 髪の毛が肩にかかる場合はゴムバンドで結ぶ。（ハーフアップの結び方はしない）
- ・ ゴムバンドは黒色や紺色、茶色などの派手ではないものにする

その他

- ・ 教室の移動（中学部のみ）や次の準備は、休み時間にす
- ・ 貴重品や学習に不要なものを持ってこない
- ・ 時計は持参可とする。時計を持参する場合、アップルウォッチのような高価な多機能腕時計（スマートウォッチなど）は保護者の判断にゆだねる。持参する場合は「スクールモード」に設定し、こどもが自分でスクールモードをオン・オフできないようにロックする
- ・ 携帯電話を持参する場合は、校内では電源をオフにし、鞆にしまう。または担任に預ける。バス内での使用は登下校時の緊急時のみとする

その他の注意事項

❖ 様々なマナー：

- ・ 「大切にしている7つのこと」を重んじて行動する。
- ・ 家と学校間の通学を含め、公共の場で思いやりと責任を持つ。
- ・ いじめや罵倒は禁止。
- ・ 教職員や訪問客に会ったら軽く会釈をして挨拶をする。挨拶は親しい友達同士でもする。
- ・ 自分の行動に対する責任を持つ。
- ・ 乱暴な言葉づかいや話し方はしない。
- ・ 他の児童生徒の学習する権利を尊重する。
- ・ 児童生徒は先生の話聞き、話している人を見る。
- ・ 朝は、全学年がオーバルを使うので、特にケガのないよう注意して遊ぶ。
- ・ 昼食を楽しんでいる他の児童生徒の邪魔をしない。

- ❖ **落とし物：**
 - 学校に放置されていた衣類やその他の所持品は、オフィス1階の保管場所に遺失物として預けられる。財布、時計、パスパスなどの置き忘れた貴重品については、オフィスから持ち主に問い合わせする。
 - 問い合わせなかったものは定期的に整理・処分される。
- ❖ **学校の機器・設備：**
 - すべての家具、機器、設備は大切に使う。
 - 校舎と遊び場を清潔で整頓された状態に保つ。
 - 朝・ランチリセスで使ったすべての遊び道具は元に戻す。
- ❖ **制服(詳細は「制服と身だしなみ」を参照)**
 - 児童生徒は常に正しい制服を着用すること(体操服を含む)。
 - 清潔な着こなしを心がけること。
- ❖ **出欠席と早退・遅刻**
 - 児童生徒は、早退する場合は保護者がスクールアプリでその旨を申し出る。
 - 欠席する(した)場合、保護者がスクールアプリでその旨を申し出る。
 - 学校に遅れて登校する児童生徒は、保護者がスクールアプリにてその旨を申し出る。

6. 容認できない行動への対処法

立派な行動ができるよう心掛けている学校にとって、「あってはならない行為」は規則に沿っているかを問う以上の不正行為とみなす。容認できない行動が発生した時には、以下の方法で対処する。

迷惑度の程度が軽い場合

迷惑度の程度が軽い行動が発生した場合は、担任が学級経営案に基づいて対処する。この対応に含むものとして：

- ① **話し合う：**まず、児童生徒の権限として、自分のとった行動が容認されないと理解しているかどうかを見極めるために話を聞く場を設ける。
- ② **反省のための時間：**その結果として起こりうることは、自己反省のための短時間の行動停止、または、行動の制限・隔離などがある。反省の時間を設けることで、その児童生徒が自ら省みることが目的である。たとえば、他の児童生徒への授業妨害を繰り返したり、激怒して暴れたり、暴力を振るったりすることが重なる場合が該当する。校長・ヘッドの許可なく、担任が、学級指導対策として、問題の児童生徒に対し「教室から連れ出し自分を振り返る」処置とすることもできる。

- ③ **誉める**：一般的にクラス内の秩序を維持するためには好ましい行動を積極的に認めるのが一番であるということは、ほとんどの教員が知り得ていることである。教員が一貫性を持って、よい行いを認め、誉めることが最高の指導となる。

迷惑度が重い場合

校則から大いに外れた行動の場合は、さらに重い処置が適用されるが、一貫性をもって学校方針を貫く体制でこれにあたる。担任教師が学級経営の段階で解決できない時は、ヘッドが対応する。これに該当する場合は、一回のみの無作法な行動であったり、担任がそれまで対処してきたが、まだ改善されていなかったりした場合である。

① **警告**：

- a. 本人のとった行動の重大さを、まず認識させる。行動がさらにエスカレートするようであれば、それなりの処置、ヘッドまたは校長の指導があることをはっきり伝える。

② **指導の委託**：

- a. ヘッドに指導を委託する場合は、担任は理由・経過をわかりやすく報告する。
b. 書面での報告が望ましい。

③ **自己反省時間** — **問題解決**：

- a. 問題の児童生徒への対応がヘッド（または校長）に委託されたときに、ヘッドが最初に行うことは、本人とその問題行動について話し合うことである。その後、児童生徒は休み時間に行動停止という謹慎を受ける。児童生徒にとって、自分がヘッドに指導を委託された状況をどのようにして解決につなげていくのかを自分で考える機会となる。できれば文章にしてみるという方法が好ましい。ヘッド、または他の担当者は必要に応じてその児童生徒と話をし、教室に戻すかどうかを判断する。自己反省時間が2時間以上に及び授業にも影響する時は校内停学とみなされるため、校長の許可が必要となる。

児童生徒の行動に関係したことは、すべて「大切にしている7つのこと」に照会する。教員が問題行動の矯正に関わる目的とは、集団生活の中で容認される行動をとることへの美徳の認識を高めることにある。

管理職が行動パターンを監視できるよう、肯定的・否定的・軽微・重大な行動を問わず、すべての行動をセントラルに記録する必要がある。場合によっては、この記録は「機密」としてマークする必要がある。

本校ではいかなる場合でも体罰は認めない。

管理職指導：児童生徒が校長・ヘッドと話すまでに取りられる手順

学校による指導は1学期間、または10週間の期間にわたって行われる：

ステップ1：児童生徒が初めてヘッド（日本人学級または国際学級）による「管理職指導」になった場合、その児童生徒は指摘された問題の解決策を校長と話す。そしてその児童生徒は「自己反省時間」が提供される。管理職指導になった場合、児童生徒については記録される。

ステップ2：2回目の校長の指導になると、両親に連絡が入り、問題が通知される。児童生徒は休学となる。

ステップ3：3回目に校長による「管理職指導」となる場合、その児童生徒は改善の計画を立てるよう指導される。これは児童生徒と学校の間での契約となる。両親は意見を述べる機会が与えられ、契約書のコピーを受け取る。児童生徒は契約で定められた期間「保護観察」を受け、行動は毎日監視される。

ステップ4：4回目に子供が校長に呼ばれる場合は、深刻な不正行為のパターンが発生しており、両親と校長との面会が必要になる。児童生徒は学校の在籍について検討され、改善のためのより徹底的な計画が策定される。

教職員に対するひどい軽蔑と暴力的な行動の表れに対しては、すぐにステップ3に進む可能性がある。

注意：

このサポートシステムは、慎重に使用され、悪用されていない場合にのみ可能になる。子供たちを無差別に管理指導に送ることは、教員を支援するために確立されたまさにサポート構造を完全に価値を下げることになる。このようなことが起こる前に、学校は適切な学級経営戦略を立て実践する必要がある。

手続きの公正さ：

手続きの公正さは、学校と取引する際のすべての基本的権利である。以下のポリシーは、学校当局によって不正行為の申し立てが行われた場合の児童生徒の権利と義務に言及している。

- 1) 児童生徒は学校の規則を遵守し、学校から委任された権限を持つ教員やその他の人々の指示に従う必要がある。
- 2) 児童生徒が規則を無視したり、指示に従わなかったり、学校、教職員、その他の児童生徒に危害、不便、恥ずかしさを引き起こしたり、引き起こしたりする可能性のある行為を行った場合、児童生徒は懲戒処分の対象となる場合がある。

- 3) 学校が行う懲戒手続きは、申し立てられた犯罪の深刻さによって異なる。申し立てについて通知を受けると、児童生徒と保護者は、問題に対処するために従うべき手順について通知される。調査対象のすべての事項に関して、児童生徒は申し立ての性質を知らされ、申し立てに対応する機会が与えられる。
- 4) 課せられる罰則は、児童生徒の行動や過去の記録によって異なる。違反行為の程度が低い場合、警告または拘留が適切な場合がある。程度が大きい場合、問題行為によって停学または退学が命ぜられる可能性がある。体罰は許可されていない。
- 5) 違反行為が停学または退学につながる可能性のある性質のものである場合、児童生徒は、：
 - i. どのような問題を起こしたか知らされる。
 - ii. 罰則を誰が決定するかについて知らされる。
 - iii. 申し立てに対応する際に親または保護者を同席させる機会を含む、従うべき手順について知らされる。そして
 - iv. 査定または上訴の権利を与えられる。

停学：

停学は、児童生徒と保護者にとって、児童生徒の行動が受け入れられないことと、その行動の是正に対する保護者の責任を浮き彫りにする。

- 1) 停学は、場合によっては校内で行うことがあるが（学校内の停学）、罰はどちらも同じくらい深刻ある。
- 2) 児童生徒は、停学中に割り当てられたすべての授業を全うしなければいけない。仲間と通常の学習環境からの隔離は、罰則を受けた者とクラスメートにとって、特定の行動が明らかに危険であり、容認できない、および/または行動規範に著しく反対していることを明確に定義している。
- 3) 学校は保護者と協力して、児童生徒が学校コミュニティに再び参加し、改善計画を立てるのを支援する。
- 4) これには、カウンセリングの提供と特別な行動プログラムへのアクセスが含まれる。
- 5) その行動が容認できない限り、児童生徒の継続的な在籍は危うくなる。
- 6) ほとんどの場合、初めての出席停止は1日である。その後、児童生徒は3日間出席停止される場合がある。

一時停学は、ヘッド・校長と話し合った後、校長の裁量に委ねられる。クラス担任は、校長に相談せずに、児童生徒を停学させたり、停学で子供を脅したりすることはできない。

退学：

懲戒処分が上記の他のすべての戦略を使い果たした場合、または犯罪が非常に深刻または攻撃的な性質のものである場合、退学が課される可能性がある。学校は手続き的公正の規則に従い、保護者には校長に上訴する権利が与えられる。児童生徒を退学させる決定は、理事会と協議して校長が下さなければならない。

体罰：

シドニー日本人国際学校は、体罰の使用を明確に禁止している。学校は、保護者を含む学校関係者以外の者が、学校の規律を強制するために体罰を行うことを、学校は明文的にも黙文的にも認めていない。

不快な行動：

校長は、手続き的公正の規則に従って、以下の違反を犯した児童生徒を停学または退学させることができる。

- **違法と疑われる薬物等の所持：**

シドニー日本人国際学校は、学校は違法薬物のない場所でなければならないと固く信じている。

物質が違法な物質として児童生徒による勧誘され、差し出され、または渡された場合、または物質が実際に違法であるという条件で(関連する手順または違法な物質の識別に従って)、直ちに停学とする。

- **NSW 警察との取り決めの下で、物質は学校長から警察に渡されてから 48 時間以内に特定される。警察は、法的措置が取られるまで物質を保持する。**

- **暴力：**

故意に怪我をさせたり、他の児童生徒や教職員に対して深刻な暴力を振ったりする恐れのある児童生徒は、直ちに停学となる。初めての場合、最低 1 日停学とする。それでも暴力が継続する場合、停学は少なくとも 3 日間となる。

- **武器の所持：**

禁止されている武器を所持、または武器としてアイテムや楽器を使用している、または使用すると脅迫している児童生徒は、直ちに停学となる。

- **しつこい不従順：**

児童生徒と教員の関係は相互尊重に基づくべきである。

教職員との関係において、執拗に不従順、横柄、または言葉による嫌がらせや虐待に従事している児童生徒は、停学となる。

- **犯罪行為：**

行動が犯罪であるか、犯罪の疑いの証拠がある場合、学校は警察に通報する。一般社会・コミュニティと同様、その児童生徒は刑法の対象となる。

7. 校長および両ヘッドの権限

学校の個性は、校長とヘッドの教育的リーダーシップに大きく依存する。学校の指導者(校長・両ヘッド)の権限、責任、説明責任は、関連する州の法律と政府の方針と優先事項に基づいている。

校長は、学校の教育的リーダーシップと効果的な管理に責任がある。その管理の一環として、児童生徒と教職員のための安全で調和のとれた職場環境、特に効果的な学習環境の提供を確保することが含まれる。このような観点から、校長は、ヘッドと協議の上、児童生徒の停学、除外、または退学の勧告権限を持つ。

法律と学校の方針に沿って、校長は児童生徒の継続の入学条件を決定する権限を持っている。この権限は、学校コミュニティ全体に対する責任に照らして行使される。校長は、児童生徒のしつけに関する責任をヘッドと教職員に委任することができる。また、地域におけるしつけ方針を決定する際に学校管理の他のメンバーと協力することができる。

【身だしなみ】

- 全てのアイテムには名前を書くこと
- 靴は黒い革靴を履いて登校（中学部以外は登校後運動靴に履き替える）
- ジャケットは学校指定のもののみ着用
- ソックスは足首が隠れ、かつ柄・マーク・フリルなどのないシンプルなもの
- レギンズ（スパッツ）は禁止
- 髪の手束ね方・・・肩より長い髪の毛は結ぶ（ハーフアップの結び方はしない）
- ヘアゴム、カチューシャ、シュシュ・・・茶、黒、紺などシンプルな物。派手な柄やリボンは不可。中学部は、シュシュ、カチューシャ不可
- 男子シャツ・・・ズボンの中に入れる
- ネクタイ・リボン・・・必ず着用し、正しくしめる
- ネックレスは着用不可
- 女子のピアスは推奨しないが、してくる場合は、シンプルなものを着用
- ネイルはつけてはいけない
- テンポラリータトゥー（シールなど）は禁止

※制服のアイテム（ソックスやタイツ以外）は学校のユニフォームショップで購入できます。

※制服は毎日着用し汚れがちになります。汚れがひどくなってしまった場合はスクールホリデー毎に漂白剤などを使用して洗濯し、清潔な着こなしができるようご配慮願います。

※クラブ活動後、運動靴で下校する際には黒革靴を持って帰り、翌日黒革靴で登校してください。

「制服と身だしなみ」

基本服装

【夏服：3学期・4学期】

(小学部)

- 女子は SJIS 刺繍入り開襟のワンピース（ベルトなし）と白いソックス、または白半袖シャツ（SJIS刺繍入り）、リボン、紺のズボンと白いソックスの組み合わせ
- 男子は SJIS 刺繍入り白半袖シャツ、ネクタイと紺の半ズボン、グレーのソックス



(中学部)

- 女子は SJIS 刺繍入り開襟のワンピース（ベルトなし）と紺のソックス
- 男子は SJIS 刺繍入り白半袖シャツ、ネクタイと紺の長ズボン、グレーのソックス



【冬服：1学期・2学期】

(小学部)

- 女子は紺地ベースのチェックのチュニック白い長袖ブラウス(白丸襟)、リボンと紺のソックス/タイツ、紺のカーディガン、または、白い長袖ブラウス(白丸襟)・リボン、紺の長ズボン・紺色ソックス紺の組み合わせ
- 男子は SJIS 刺繍入り白いシャツ、ネクタイと紺の半ズボンまたは長ズボン、グレーのソックス及びセーターまたはベスト



(中学部)

- 女子は白い長袖ブラウス(白襟)、リボン、紺地ベースのチェックのスカート、紺のソックス/タイツ、紺のブレザーまたはカーディガン
- 男子は SJIS 刺繍入り白長袖シャツ、ネクタイと紺の長ズボン、グレーのソックス、グレーのブレザー及びセーターまたはベスト



【通年】

- 靴：黒い革靴を履いて登校（中学部以外は登校後運動靴に履き替える）
- ソックス：くるぶしが隠れるもの。ローカットソックスは禁止。女子は夏は白、冬は紺色、男子は通年グレー
- 帽子：学校販売の紺色の付き帽子（目印のためのマークは一つのみ）
- 体操服：学校指定のもの（学校ロゴ入りポロシャツ、紺色のショーツ(写真右参照)またはロングパンツレギンズ（スパッツ）は禁止
寒い時期には、ジャケットとロングパンツを着用
- キンディと1年生に限り、体育の授業のある曜日は制服ではなく、体操服で登校。時間割と詳細は入学後担任の先生より連絡がある。
- ジャケット：寒い時期には学校指定のカーディガン、ベスト、セーター及び薄手のジャケット、厚手のジャケットのみ着用



(厚手のジャケット着用例)

※寒い時期には、スクールカラー(紺)のマフラーと手袋を登下校のみを着用してよい。



(薄手のジャケットとロングパンツ着用例)

● かばん

- キンディ・小学部 学校ロゴ入りのスクールバッグ、またはランドセルのどちらか
- 中学部 学校ロゴ入りのスクールバッグ、または市販のバッグのどちらか



(赤いランドセル例)



【身だしなみ】

- 全てのアイテムには名前を書くこと
- 靴は黒い革靴を履いて登校（中学部以外は登校後運動靴に履き替える）
- ジャケットは学校指定のもののみ着用
- ソックスは柄・マーク・フリルなどのないシンプルなもの
- レギンズ（スパッツ）は禁止
- 髪の毛の束ね方・・・肩より長い髪の毛は結ぶ（ハーフアップの結び方はしない）
- ヘアゴム、カチューシャ、シュシュ・・・茶、黒、紺などシンプルな物。派手な柄やリボンは不可。中学部は、シュシュ、カチューシャ不可
- 男子シャツ・・・ズボンの中に入れる
- ネクタイ・リボン・・・必ず着用し、正しくしめる
- ネックレスは着用不可
- 女子のピアスは推奨しないが、してくる場合は、シンプルなものを着用
- ネイルはつけてはいけない
- テンポラリータトゥー（シールなど）は禁止

※制服のアイテム（ソックスやタイツ以外）は学校のユニフォームショップで購入できます。

※制服は毎日着用し汚れがちになります。汚れがひどくなってしまった場合はスクールホリデー毎に漂白剤などを使用して洗濯し、清潔な着こなしができるようご配慮願います。

※クラブ活動後、運動靴で下校する際には黒革靴を持って帰り、翌日黒革靴で登校してください。